

Q1. Tactとして相続税対策を進める場合の一手法として公益推進協会のマイ基金を勧めるか。

A. 顧客の資産状況とその方の属性（現預金持ちの富裕層、地主さん、上場会社の元オーナー、上場会社のオーナーの息子、非上場会社のオーナーで現在名誉職の方など）によります。  
基本的にマイ基金が利用しやすいのは現預金・有価証券（オーナー企業ではない）がメインです。したがって、上場株式、非上場株式のオーナー所有の財産や土地・建物などの不動産はあまり向いていません。

Q2. 相続税対策としてであれば何を勧めるか。

A. 社団・財団法人の設立から始めるのが一般的です。

Q3. 社団法人と財団法人はどちらを選択すべきか？

A. まず社団法人と財団法人の意味を知る必要があります。そのうえで顧客が財産を将来的にどのようにしていきたいかによって社団法人とするか財団法人とするかが決まってきます。

### 一般社団・財団法人で基金をつくる場合

1. 一般社団法人を設立する際の手続きの流れは以下の通りです。

①及び②は設立時社員（法人設立後最初の社員となる者2名以上）が行います

①定款を作成し、公証人の認証を受ける。

②設立時理事（設立時監事や設立時会計監査人を置く場合はこれらの者も）の選任を行う。

③設立時理事（設立時監事がある場合はその者も）が、設立手続の調査を行う。

④法人を代表すべき者（設立時理事又は設立時代表理事）が、法定の期限内に主たる事務所の所在地を管轄する法務局に設立の登記の申請を行う。

一般社団法人には、社員総会のほか、少なくとも1人は業務執行機関としての理事を置かなければなりません。また、それ以外の機関として、定款の定めによって、理事会、監事又は会計監査人を置くことができます。

理事会を設置する場合と会計監査人を設置する場合には、監事を置かなければなりません。大規模一般社団法人（貸借対照表の負債の合計額が200億円以上の一般社団法人）は、会計監査人を置かなければなりません。一般社団法人の機関設計は次の5通りとなります。

①社員総会＋理事

②社員総会＋理事＋監事

③社員総会＋理事＋監事＋会計監査人

④社員総会＋理事＋理事会＋監事

⑤社員総会＋理事＋理事会＋監事＋会計監査人

2. 一般財団法人を設立する際の、手続きの流れは以下の通りです。

①及び②は設立者（財産を拠出して法人を設立する者1名以上）が行います。

①定款を作成し、公証人の認証を受ける。

②設立者が財産（価額300万円以上）の拠出の履行を行う。

③定款の定めに従い、設立時評議員、設立時理事、設立時監事（設立時会計監査人を置く場合は、この者も）の選任を行う。

④設立時理事及び設立時監事が、設立手続の調査を行う。

⑤法人を代表すべき者（設立時代表理事）が、法定の期限内に主たる事務所の所在地を管轄する法務局に設立の登記の申請を行う。

一般財団法人には、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置かなければなりません。また、定款の定めによって、会計監査人を置くことができます。大規模一般財団法人（貸借対照表の負債の合計額が200億円以上の一般財団法人）は、会計監査人を置かなければなりません。一般財団法人の機関設計は次の2通りとなります。

① 評議員 + 評議員会 + 理事 + 理事会 + 監事

② 評議員 + 評議員会 + 理事 + 理事会 + 監事 + 会計監査人

Q4. 財団法人の設立は難しいのか。

A. 法人の設立自体は難しくありません。ただし組織の組成（人員構成などができれば）ができればの話です。ハードルが高いのはその後の公益認定の難しさにあります。ポイントは収支相償と遊休財産制限の規定を理解することにあります。

公益認定法の取扱い

(1) 公益性の基準～公益に資する活動をしているか～

① 公益目的事業を行うことを主としていること

公益目的事業とは、学術、技芸、慈善その他の公益に関する認定法別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいいます。公益法人は、公益目的事業を行うことを主たる目的とし、公益目的事業費率が50%以上であることが必要です（第1号、第8号）。

公序良俗等に反しない限り、公益目的事業以外の事業を行っても構いませんが、それによって公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないことが必要です。（第5号、第7号）。

② 特定の者に特別の利益を与える行為を行わないこと

「特別の利益」とは、法人の事業の内容などの具体的事情を踏まえたときに、社会通念から見て合理性を欠くような利益や優遇のことです。公益法人は、その事業を行うに当たって、社員や理事などの法人の関係者、株式会社その他の営利事業を営む者などに、「特別の利益」を与えてはいけません（第3号、第4号）。

③ 収支相償であると見込まれること

公益法人は、公益目的事業に係る収入の額が、その事業に必要な適正な費用を償う額を超えてはいけません（第 6 号）。

④ 一定以上に財産をためこんでいないこと（遊休財産規制）

遊休財産額とは、法人の純資産に計上された額のうち、具体的な用途の定まっていない財産の額です。この遊休財産額は、1 年分の公益目的事業費相当額を超えてはいけません（第 9 号）。

⑤ その他

公益法人の理事、監事等に対する報酬等については、不当に高額にならないような支給の基準を定める必要があります（第 13 号）。また、実態として営利活動を行うといった事態が生じないよう、他の団体の意思決定に関与できる株式等の財産を保有してはいけません（第 15 号）。

## (2)ガバナンスの基準～公益目的事業を行う能力・体制があるか～

---

① 経理的基礎・技術的能力

公益法人が安定的かつ継続的に公益目的事業を実施するために、法人が公益目的事業を行うのに必要な「経理的基礎」及び「技術的能力」があることが必要です（第 2 号）。例えば業務を別の法人に「丸投げ」してはいけません。

② 相互に密接な関係にある理事・監事が 3 分の 1 を超えないこと

特定の利益を共通にする理事や監事が多数を占めていることにより、公益の増進に寄与するという法人本来の目的に反した業務運営が行われるおそれが生ずることのないよう、理事及び監事のうち、親族等、相互に密接な関係にある者の合計数は 3 分の 1 を超えてはいけません（第 10 号、第 11 号）。

③ 公益目的事業財産の管理について定款に定めていること

公益法人の財産のうち、公益目的のために消費されるべき財産を「公益目的事業財産」といいます。特に、公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産があるときは、その管理について、必要な事項を定款で定める必要があります（第 16 号）。

公益のために集めた財産は最後まで公益目的に消費するべきものですので、①公益認定の取消しを受けたときなどは公益目的事業財産の残額を（第 17 号）、②解散したときは残余財産を（第 18 号）、それぞれ公益目的団体等に贈与する旨、定款に定める必要があります

④ 欠格事由（認定法第 6 条）

I. 理事、監事、評議員のうち一定の要件（公益認定を取り消された公益法人の業務を行う理事であって、取消しから 5 年を経過していない等）に該当す

- る者がいる
- II. 公益認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過していない
- III. 定款又は事業計画書の内容が法令や行政機関の処分に違反している
- IV. 事業を行うにあたり法令上必要な行政機関の許認可等を受けることができない
- V. 国税又は地方税の滞納処分が執行中又は滞納処分終了から3年を経過していない
- VI. 暴力団員等がその活動を支配している

Q5. 租税特別措置法40条の国税庁長官の承認は難しいのか。

A. 公益認定とは異なる難しさがあります。公益性という意味も内閣府の規定する公益性と税法の規定する公益性が異なります。ただし公益法人でないと承認が得られないことはありません。非営利徹底型一般法人でも承認を受けることができます。この場合、事業共用要件がポイントになります。マイ基金は措置法40条の承認特例においては使える可能性が高いです。

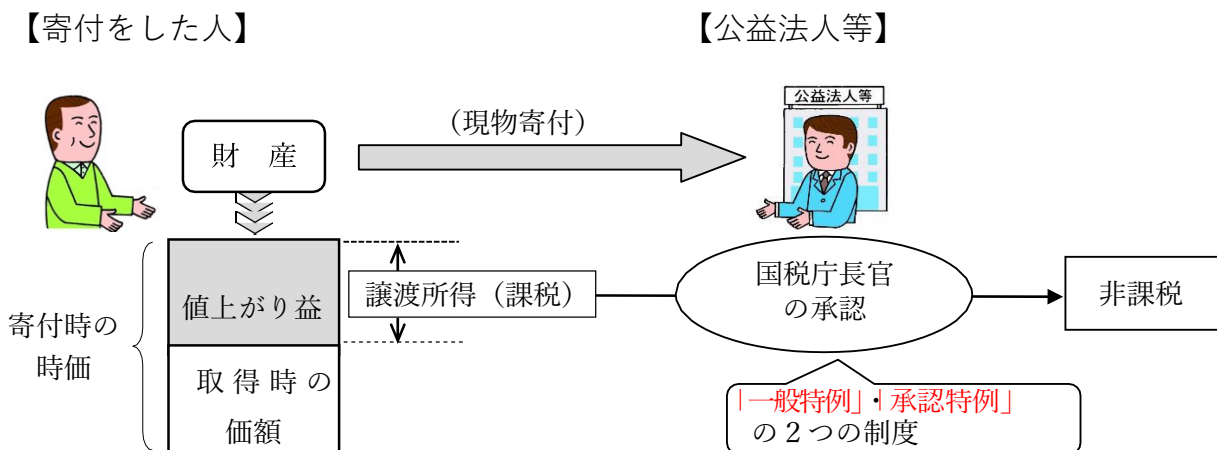
### 株式及び不動産などの現物財産を寄付した場合の所得税の取扱い

個人が、土地、建物、株式等の財産（事業所得の基因となるものを除きます。）を法人に寄付した場合には、これらの財産は寄付時の時価により譲渡があったものとみなされ、これらの財産の取得時から寄付時までの値上がり益に対して所得税が課税されます※（所法59①一）。

※これは、個人から法人に土地、建物などの財産が無償で移転するときに、個人に帰属する値上がり益に対する所得税を精算するための制度的要請によるものです。

ただし、これらの財産（国外の土地等一定のものを除きます。）を公益法人等に寄付した場合に、一定の承認要件を満たすものとして国税庁長官の承認（以下「非課税承認」といいます。）を受けたときは、この所得税を非課税とする制度が設けられています（措法40①後段）。

この非課税制度には、「一般特例」と「承認特例」の2つの制度があり、それぞれ対象となる法人の種類や承認要件等が異なります。



制度	一般特例	承認特例
対象となる法人	公益社団法人、公益財団法人、特定一般法人※1、その他の公益を目的とする事業を行う法人（例えば、社会福祉法人、学校法人、宗教法人やNPO法人など）（以下「公益法人等」といいます。）	公益法人等のうち、国立大学法人等※2、公益社団法人、公益財団法人、学校法人※3、社会福祉法人及び認定NPO法人等※4 （以下「承認特例対象法人」といいます。）
承認要件（概要）	次の要件を全て満たすこと※5 1 寄付が公益の増進に著しく寄与すること 2 寄付財産が、寄付日から2年を経過する日までの期間内に寄付を受けた公益法人等の公益目的事業の用に直接供され、又は供される見込みであること 3 寄付により、寄付をした人の所得税又は寄付をした人の親族等の相続税や贈与税の負担を不当に減少させる結果とならないと認められること	次の要件を全て満たすこと※6 1 寄付をした人が寄付を受けた法人の役員等及び社員並びにこれらの人の親族等に該当しないこと 2 寄付財産について、一定の基金若しくは基本金に組み入れる方法により管理されていること又は不可欠特定財産に係る必要な事項が定款で定められていること 3 寄付を受けた法人の理事会等において、寄付の申出を受け入れること及び上記2の組み入れ又は不可欠特定財産とすることが決定されていること
自動承認	なし※7	あり

※1 「特定一般法人」とは、一般社団法人及び一般財団法人のうち法人税法に掲げる一定の要件を満たすものをいいます。

※2 「国立大学法人等」とは、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構及び国立研究開発法人をいい、国立大学法人等のうち法人税法別表第一に掲げるものを「特定国立大学法人等」といいます。

※3 私立学校振興助成法第14条第1項に規定する学校法人で学校法人会計基準に従い会計処理を行うものに限ります。

※4 「認定NPO法人等」とは、特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人をいいます。

※5 法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、国立大学法人などに対する寄付である場合の一般特例の承認要件は、要件2のみになります。

※6 特定国立大学法人等に対する寄付である場合の承認特例の承認要件は、要件2及び要件3となります。

※7 博物館等を運営する独立行政法人等（法人税法別表第一に掲げる独立行政法人並びに博物館等の設置及び管理の業務を主たる目的とする地方独立行政法人をいいます。）に対する寄付について、次の事項を証する文部科学大臣の書類を添付した承認申請書の提出があった場合、その承認申請書の提出があった日から1か月以内にその申請について非課税承認がなかったとき、又は非課税承認をしないことの決定がなかったときは、その申請について非課税承認があったものとみなされます（措令25の17⑧一）。

その寄付財産が、一定の有形文化財（建造物等を除きます。）に該当すること

その寄付財産が、その寄付があった日から2年を経過する日までの期間内に、その寄付を受けた独立行政法人等の公益目的事業（文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律に基づく認定を受けた一定の事業としてその認定を受けた独立行政法人等が有する文化観光拠点施設において行うものに限ります。）の用に直接供され、又は供される見込みであること

### 一般特例と承認特例に関して

「一般特例」は、公益法人等に財産を寄付した場合において、その寄付が公益の増進に著しく寄与することなどの要件を満たすものとして非課税承認を受けたときに、その寄付に対する所得税を非課税とする制度です（措法40①後段、措令25の17⑤）。一方、「承認特例」は、承認特例対象法人に財産を寄付した場合において、寄付をした人が寄付を受けた法人の役員等に該当しないことなどの要件を満たすものとして非課税承認を受けたときに、その寄付に対する所得税を非課税とする制度です（措法40①後段、措令25の17⑦）。なお、「承認特例」には、承認申請書の提出があった日から1か月（又は3か月※）以内にその申請について非課税承認がなかったとき、又は非課税承認をしないことの決定がなかったときは、その申請について非課税承認があったものとみなされる自動承認の仕組みが設けられています（措令25の17⑧二）。

※特定国立大学法人等以外の承認特例対象法人に対する一定の株式等の寄付の場合には、3か月以内となります。

### 承認特例の承認要件

承認特例に係る非課税承認を受けるには、承認特例対象法人に対する財産の寄付について、次の「要件1」から「要件3」までに掲げる全ての要件（特定国立大学法人等に対する寄付である場合には、次の「要件2」及び「要件3」に掲げる要件）を満たすことが必要です（措令25の17⑦）。

**要件1** 寄付をした人が寄付を受けた法人の役員等及び社員※並びにこれらの人の親族等に該当しないこと(注)特定国立大学法人等については、承認要件ではありません。

※「社員」とは、公益社団法人などにおける社員総会を構成する人をいい、いわゆる従業員とは異なります。

**要件 2** 寄付財産について、次のとおり、寄付を受けた法人の区分に応じ、一定の基金若しくは基本金に組み入れる方法により管理されていること又は不可欠特定財産に係る必要な事項が定款で定められていること

次の①又は②のいずれかの方法によります。

①寄付財産が、寄付を受けた法人の不可欠特定財産※であるものとして、その旨並びにその維持及び処分の制限について、必要な事項が定款で定められていること

※ 「不可欠特定財産」とは、公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産をいい、法人の目的、事業と密接不可分な関係にあり、その法人が保有、使用することに意義がある特定の財産をいいます。

例えば、一定の目的の下に収集、展示され、再収集が困難な美術館の美術品や、歴史的文化的価値があり、再生不可能な建造物等が該当します（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 5 十六、公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）1）。寄付財産が「不可欠特定財産」に該当するか否かは、寄付を受ける公益社団法人又は公益財団法人を通じてその法人が認定を受けた行政庁にご確認ください。

② 寄付財産が、一定の公益目的事業に充てるための基金に組み入れる方法※により管理されていること

※基金の証明手続等については、公益社団法人又は公益財団法人の所轄庁に確認

**要件 3** 寄付を受けた法人の理事会等において、寄付の申出を受け入れること及び寄付財産について基金若しくは基本金に組み入れる方法により管理すること又は不可欠特定財産とすることが決定されていること

承認特例の適用を受けるためには、以下の添付書類を添付した申請書等を承認申請書の 提出期限までに提出する必要があります（措令 25 の 17⑦）。「承認特例」に係る非課税承認を受けた人（寄付をした人）は、寄付を受けた法人の区分に応じ、その寄付をした日の属する事業年度において、寄付財産について、基金若しくは基本金に組み入れる方法により管理されたこと又は不可欠特定財産とされたことが確認できる以下の書類を、その事業年度終了の日から 3 か月以内（その期間の経過する日後に承認申請書の提出期限が到来する場合には、その提出期限まで）に、所得税の納税地を所轄する税務署に提出する必要があります（措令 25 の 17⑨）。

寄付を受けた法人の区分	書 類
公益社団・財団法人	定款及び財産目録の写し 基金明細書の写し

**質問1** 公益推進協会においては上記要件2の一定の基金に組み入れる方法により管理されていることに該当させることができるか？

**回答：**「公益非営利活動推進基金」というものを設置しております。当該基金は内閣府から非課税枠としての承認を受けております。（添付書類参照：非課税証明書）措置法40条の承認特例として受け入れた寄付は当該基金に組み入れて管理していくことになります。

**質問2** 要件3においては役員会の決定（決定書類の写し）及び基金明細書の添付が必要となるが、これらの書類も発行できるという認識でよいか？

**回答：**理事会議事録の写しを発行いたします。基金明細書に関しては財団の決算月(7月)から3カ月以内に発行させていただきます  
永続型の場合の管理手数料は、1億円未満が寄付財産の年2%で1億円以上が年1%です。措置法40条申請を受ける有価証券等は、値上がり益や配当はりすべて助成する必要があります。このため管理に係る支出ができません。このため措置法40条申請対象の財産だけをお受けすることはできません。必ず、現金等の流動資産で補完いただきます。例えば、2億円の有価証券を措置法40条を通して寄付したい場合、その他に現金で1億円の寄付をいただき、2億円と1億円は別々に管理し運用します。そして、1億円の運用益から、合算の1%である年300万円が手数料になります。

承認特例では、基金が財団法人内で管理されていることが大きな要件となりますが、当該基金に公益性が認められるものであれば、財団法人を設立して自らが運営していく必要はなくなり、自らの理想とする助成活動ができます。また承認特例は、国税庁が承認しない旨の通知を **3ヶ月以内**に出さない限り、**承認されたものとみなす**というスピード承認の制度となっているため、非常に便利かつ有効な手法となりうると思われます。

**Q6.** 幼稚園経営者が自分の土地を自らが営む幼稚園（学校法人）に寄付したい。

**A.** 幼稚園の敷地を個人が所有している場合はよくあります。その場合、個人ではほとんど利用していないにもかかわらず相続税が課税される財産となってしまいます。そこで運営母体となる学校法人などに寄付をすることを考えます。その際もやはり措置法40条の非課税承認が重要です。この場合、運営母体の理事長を土地所有者がしているなどのケースが多いため、一般特例を利用する必要があります。

**Q7.** 子のいない方が遺贈により現金、株式や不動産などをすべて寄付したい。

**A.** 子がいない方で現預金・有価証券・不動産のみ所有しているケースなどでは、遺贈で公益目的に利用する方法を考える人が多いです。しかし、属性的に財団法人を組成して助成活動をしていくなど意欲の高いかたとそうでない方もまちまちです。そのような場合には、少額でマイ基金をいくつか目的毎に設立しておきます。そして、最終的に遺贈でそれぞれのマイ基金に預金を入れていく遺言を作成しておきます。この際、包括遺贈であれば納税義務者が財団法人となるため、不動産（たとえば自宅）などがある場合には、法人が換金してそれを希望するマイ基金に入れて活動費用にあてていくなどということも可能です。この場合、特定遺贈のように受贈者は財団法人、納税義務者は相続人（被相続人の兄弟など）という問題は排除できます。

以上